会計検査院

検査官　　柳　　麻理
（小林　麻理）

会計検査院長河戸光彦海外出張不在中会計検査院法施行規則第八条の規定により会計検査院長の職務を代行する（五月二日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月二十七日午後三時五十九分御出門、第十二回みどりの式典に御臨席のため、憲政記念館（千代田区）へ行幸啓、同五時三十分還幸啓になった。

官庁報告

国家試験

平成30年普及指導員資格試験（公告）

農業改良助長法施行規則（平成17年農林水産省令第４号。以下「施行規則」という。）第６条の規定に基づき、平成30年において実施する普及指導員資格試験（以下「試験」という。）に関し、次のように公告する。

平成30年５月７日　　農林水産大臣　齋藤　　健

1　試験方法

試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、次に掲げる方法により行う。なお、口述試験は、書類審査及び筆記試験に合格した者に対して実施する。

⑴　書類審査

施行規則第７条の規定により提出された業績報告書に記載された農業又は家政（以下「農業等」という。）に関する実務経験について、それが普及指導活動に必要な技能を習得することができるものであるか否かの判定を行う。

⑵　筆記試験

次に掲げる課題について行う。

ア　審査課題ア

次表の左欄に掲げる項目について、農業等に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

イ　審査課題イ

次表の右欄に掲げる項目のうちから受験者が１項目を選択して受験するものであって、農業等に関する高度かつ専門的な技術に関する知識及びその応用能力の有無を判定する内容のもの

ウ　審査課題ウ

農業の現場における課題を解決するのに必要な地域の現状の把握、普及指導計画の策定及び現場の指導等に関する企画立案の能力並びに普及指導活動手法に関する知識の有無を判定する内容のもの

審査課題ア（必須項目）	審査課題イ（選択項目）
農業概論 （食料・農業・農村をめぐる情勢 食料・農業・農村に関する政策 農業技術・経営及び農村生活に関する知識 知的財産権に関する知識）	作物 園芸 畜産 土壌及び肥料 植物保護 労働・機械及び農作業 地域計画 流通及び加工 経営管理

⑶　口述試験

面接により、農業の現場における課題を解決するのに必要な意欲、常識、態度及び意思疎通の能力等を有するか否かの判定を行う。

2　受験資格

試験を受けることができる者は、施行規則第４条第１項各号のいずれかに該当する者（同条第２項の規定の適用を受ける者を含む。）である。

3　外国における教育機関の卒業若しくは修了又は行政機関等の在職期間に関する認定申請書の提出期限

施行規則第５条第３項に規定する認定申請書の受付期間は、平成30年５月21日（月）までとし、受付期間を過ぎて提出された認定申請書は受け付けない。郵送により提出された認定申請書は、平成30年５月21日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4　試験の実施期日及び場所

⑴　筆記試験

ア　実施期日　下表のとおり

試験の実施期日	試験の実施時刻	審査課題
平成30年８月９日（木）	14：00～16：00	審査課題イ
平成30年８月10日（金）	10：00～12：00 13：30～16：00	審査課題ア 審査課題ウ

イ　場　　所　下表のとおり

試験地	試　験　会　場	所　在　地
札幌市	北海道水産ビル	北海道札幌市中央区北三条西７丁目
仙台市	ハーネル仙台	宮城県仙台市青葉区本町二丁目12番７号
さいたま市	さいたま新都心合同庁舎２号館	埼玉県さいたま市中央区新都心二丁目１番
金沢市	金沢広坂合同庁舎	石川県金沢市広坂二丁目２番60号
名古屋市	桜華会館	愛知県名古屋市中区三の丸一丁目７番２号
京都市	京都農林水産総合庁舎	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
岡山市	岡山第２合同庁舎	岡山県岡山市北区下石井一丁目４番１号
熊本市	熊本地方合同庁舎Ａ棟	熊本県熊本市西区春日二丁目10番１号
那覇市	那覇第２地方合同庁舎２号館	沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号

注：場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

⑵　口述試験

ア　実施期日　平成30年11月19日（月）から11月22日（木）までの間において別途受験者に対して通知する日

イ　場　　所　試験地は札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市のうちで別途受験者に対して通知する場所

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。